

# 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理施設</li><li>・浄化槽(市町村整備推進事業)</li><li>・産業廃棄物処理施設</li><li>・広域廃棄物埋立処分場</li><li>・PCB廃棄物処理施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理施設</li><li>・広域廃棄物埋立処分場</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理施設</li><li>・浄化槽(市町村整備推進事業)</li></ul>
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	対象市町村の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 ・20/100以下の部分・80/100 ・20/100を超える部分・90/100 (東日本大震災財特法案)

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。